

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化（P. 110） 現状と課題 ▶ 近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していることなどを背景に、自治会加入率の低下、市民活動や地域の担い手不足など地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。 ▶ 地域住民の交流の希薄化による地域社会の機能低下は、地域の祭りなどの伝統行事や文化といった地域の特色や活力が失われるだけでなく、防災・防犯・生活環境など住民の安全・安心が脅かされる事態が懸念されています。 ▶ 防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の活躍も期待されており、多様な世代が地域活動へ参画しやすい環境づくりを推進する必要があります。 ▶ 今後は、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。 目指す方向性 （略） 施策 （1）地域住民等の交流や自主的活動の促進 （略） 成果指標 ▶ 地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出）） 参 考	◀ 部会での御意見を踏まえ、地域の担い手の不足については自治会のほかボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の共通の課題と認識していることから、地域の担い手不足に関する記載を追加。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第2節 人権尊重社会の実現（P. 112） （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等（P.114） 現状と課題 ▶ 本市における外国人市民は、令和6（2024）年11月現在で34,569人（住民基本台帳人口）、総人口に占める割合は2.56%となっています。平成30（2018）年12月に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」によって新たな在留資格が設けられ、経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流が更に活発化すると見込まれます。 ▶ このような背景を踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。 ▶ また、平成17（2005）年12月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際社会の一員として核兵器等の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）国際交流・多文化共生社会の推進 （略） （2）世界の恒久平和実現への貢献 （略） 成果指標 参 考 ▶ 外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる市民（外国人市民を含む）の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 平和推進事業への参加者数 (所管課等等の独自調査)	◀ 外国人市民に関する統計値について時点更新 ◀ 令和5年度には最終目標値を達成したため、目標値を上方修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
成果指標 参 考 ▶ 市民 1 人（1 世帯）当たりの温室効果ガス排出量 （国・県等の統計等） ▶ 市域の再生可能エネルギーなどの導入量 （国・県等の統計等）	◀ 分野別計画改定時に「市民一人（1 世帯）当たりの温室効果ガス排出量」の目標値を更新していることから、基本計画の目標値等を更新。 ◀ 分野別計画改定時に「市域の再生可能エネルギーなどの導入量」の目標値を更新していることから、基本計画の目標値等を更新。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第2章 環境 第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造（P.120） 現状と課題 ▶ 社会経済活動の進展は、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、様々な問題を引き起こしています。その解決のためには、ごみの排出を抑制するなど、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない循環型社会を目指す必要があります。 ▶ また、プラスチック資源循環法の施行により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように周知するよう努めることとなりました。 ▶ 本市のごみ排出量は、令和5年（2023）年度において1人1日当たりに換算すると787gとなっています。ここ数年は、毎年約20～30gずつ減少している傾向にありますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。 ▶ また、処理施設の老朽化が進み、本来の耐用年数を超えてより長く施設を使用できるようにする長寿命化や更新が課題となっているほか、ごみ1t当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の抑制に努める必要があります。 ▶ さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立てを行った場合、今後40年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を削減し、現存施設の延命化に努める必要があります。 ▶ これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施するとともに、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。 目指す方向性 （略） （1）廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進 （略） （2）廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進 ▶ ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーによる発電量の向上、焼却灰・溶融スラグなどの循環利用を推進することにより、最終処分率を削減します。 ▶ 廃棄物の減量を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、更なる廃棄物の安定処理実現のために老朽化したプラントの長寿命化や更新及び施設の適切な運営や統廃合及び民間事業者との連携を推進します。 ▶ 産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロールなどの監視体制を強化します。	◀ プラスチック資源循環法に基づき市区町村に求められることとなったプラスチック使用製品廃棄物の分別基準の策定及び周知について追記。 ◀ 市民1人1日当たりのごみの総排出量について時点更新。 ◀ 施設の統廃合が進み、今後は更新だけでなく十数年の使用を想定した重要機器の改修が重要となること、また部会での御意見を踏まえ「本来の耐用年数を超えてより長く施設を使用できるようにするための長寿命化」を追記。 ◀ 処分場の埋め立て見込について時点更新。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、施設の統廃合が進み、今後は更新だけでなく十数年の使用を想定した重要機器の改修が重要となることから、長寿命化に関する記載を追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
成果指標 参 考 ▶ 市民 1 人 1 日当たりのごみの総排出量 (所管課等々の独自調査) ▶ ごみの総排出量に対する最終処分比率 (所管課等々の独自調査)	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第2章 環境 第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造（P.122） 現状と課題 （略） 目指す方向性 見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進とともに、様々な主体の参画によるグリーンインフラの活用など、良好な生活環境の確保により、私たちの生活の基盤である自然資本を維持・回復・充実させることで、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを創造します。 施 策 (1) 良好な生活環境及び自然環境の保全 ▶ 市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や「里やま」などの自然環境の保全・再生に取り組みます。 ▶ 自然の残る水辺とその周辺環境を適切に保全し、市民の憩いの場としての環境整備に取り組むとともに、多様な生きものの生息場所や市民が水辺や生きものとふれ合うことのできる場を創出することで、生物多様性の保全を推進し、30by30の目標達成への貢献とネイチャーポジティブの実現を目指します。 ▶ 見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。 (2) 見沼田圃の次世代への継承 （略） 成果指標 ▶ 水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 見沼田圃に魅力を感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) 参 考	→ 国際的な潮流と国の方針を踏まえ、グリーンインフラの活用や自然資本の維持・回復・充実などを新たに明記。 → 第6次環境基本計画などを踏まえ、30by30への貢献やネイチャーポジティブの実現などを新たに明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第2章 環境 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現（P.124） （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進（P.128） 現状と課題 ▶ 健康寿命の延伸及び生活習慣病の予防、がんなどの早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。 ▶ スポーツ（競技スポーツやレクリエーションのほか、健康維持のための軽い運動、買い物や通勤時における歩行なども含めた意識的に行う様々な身体運動までを含みます。）は、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。 ▶ 市民意識調査等の結果を見ても、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にあります。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツに対する意識が一層高まっています。一方で多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。 ▶ 心身の健康を保つためには、スポーツや趣味等の活動を通じたストレス解消や生きがいがいづくりに合わせて、地域社会との関係が満たされることが重要です。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、地域社会における活動は再開されていますが、引き続き家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による対策の推進が必要となります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成 （略） 成果指標 ▶ 健康寿命（65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間） （国・県等の統計等） ▶ ストレスが解消できていない人の割合 （市民アンケート（無作為抽出）） 参 考	← 新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、地域社会における活動は徐々に再開されていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症5類移行に関する記述を追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第3章 健康・スポーツ 第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進（P.130） 現状と課題 ▶ 少子高齢化の進行、価値観の変化や多様化、地域のつながりの希薄化、国際化の進展等、市民一人ひとりを取り巻く環境が大きく変化し、多くの課題を抱える現代社会においては、市民の健康づくりや生きがいづくりに貢献し、地域に深いきずなを形成することに寄与するスポーツの果たす役割が、ますます重要になっています。 ▶ 市民がスポーツに親しむ機会を増やして地域に活力を生み出すため、生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ることで、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。 ▶ 市民の体力向上や健康の保持増進を図るために、より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりやスポーツを通じた地域コミュニティに加え、様々なコミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。 ▶ 本市は、100年を超えるサッカーの歴史を有しており、2つのJリーグクラブ、2つのWEリーグクラブを擁するホームタウンであることから、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを更に推進していく必要があります。 ▶ 「スポーツのまち さいたま」の実現のため、スポーツイベントの開催及び「（一社）さいたまスポーツコミッション」の活動支援等を実施することにより、市の魅力を発信し、地域経済の活性化を推進する必要があります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進 ▶ 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じた地域コミュニティに加え、様々なコミュニティの形成・醸成を図ります。 ▶ サッカーを核として、様々なスポーツ施策を推進するとともに、市内外へ向けた「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。 ▶ （一社）さいたまスポーツコミッションとの連携により、地域スポーツの振興と地域経済の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の誘致、スポーツイベントなどの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進します。	◀ 社会全体の多様性が高まっている等、様々な変化を受け、「地域」コミュニティに加え、「様々なコミュニティ」という表現を追記。 ◀ さいたま市をホームタウンとする2つのWEリーグのチームに関する記載を追記。 ◀ 社会全体の多様性が高まっている等、様々な変化を受け、「地域」コミュニティに加え、「様々なコミュニティ」という表現を追記。 ◀ 正しい表記である「一社さいたまスポーツコミッション」に修正 ◀ イベント参加につなげる事前の取組や、継続的な市民のスポーツ実施につなげていく取組の拡充が求められていることを踏まえ、「スポーツイベントの開催とともに裾野を広げる取組も併せて推進」する旨の記載を追記

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 「さいたまスポーツシュール」などの推進により、民間力や地域のスポーツ資源、最新のＩＣＴや学術的知見を活用したスポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出や活性化を推進します。 ▶ スポーツ施設等について、計画的に整備・改修等を実施し、誰もが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境等の整備や運営の改善を図ります。 成果指標 参 考 ▶ 本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 成人の週１回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 児童・生徒の週１回以上のスポーツ実施率（学校の体育の授業を除く） (所管課所等のアンケート)	← 令和４年に策定した「スポーツ施設の整備方針」に基づく旨の記載を追記。 ← 令和５年度の総振アンケートによると、月１～３回程度スポーツをしている成人の割合は全体の１０％であり、５年間でその半数が週１回以上のスポーツを実施するようになることを目標に、最終目標値を７５％とする。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第4章 教育 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進（P.134） 現状と課題 ▶ 技術革新によって社会経済状況が激しく変化する時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決等を通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく力が求められております。また、教育DXの推進により、ICTを正しく活用する力や実体験を通して生きて働く知識・技能を習得することに加え、AIでは代替できない人間ならではの感性、思考力、判断力、表現力を身に付け、自身の学びを人生や社会に生かすため主体性をもって行動する力を育成していく必要があります。 ▶ グローバル化が加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場面において、外国語でちゅうちょせず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力を育成していく必要があります。また、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成も必要です。さらに、社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現のために、いじめ、不登校等への適切な対応等、子どもたち一人ひとりのニーズに応じたよりきめ細かな支援体制の構築と、より良い学習環境や居場所の整備が求められます。 ▶ 人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを自己実現や地域社会への貢献等に生かすことにより、一人ひとりが幸せな人生と豊かな社会を創造していくことのできる環境が必要です。 ▶ 急速な人口減少・少子高齢化が進行し、人間関係の希薄化による地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えている中、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築し、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の地域の担い手としての成長を地域総がかりで支えていくことが必要です。 ▶ 「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供のため、学びに関する高度専門職である教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校が働きやすさと働きがい両立できる職場環境となるよう整備が必要です。 目指す方向性 全国や指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を生かした魅力ある教育を推進します。	◀ 部会での御意見を踏まえ、課題解決等を通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく力や主体性をもって行動する力の育成、教育DXに関する内容を追記。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、いじめ、不登校等への適切な対応等、子どもたち一人ひとりのニーズに応じたよりきめ細かな支援体制の構築と、より良い学習環境や居場所を整備していく必要があることを明記 ◀ 第4期教育振興基本計画の策定などの変化を受け、生涯学習を通じて一人ひとりが幸せな人生と豊かな社会を創造していくことのできる環境の必要性を明記。 ◀ 地域と家庭の状況変化に対し、全ての人が学びを活かして、地域社会の担い手となり活躍できる社会を構築していくこと、また、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、成長を地域総がかりで支えていくことを明記。 ◀ 教職員の働き方改革について、学びに関する高度専門職である教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校が働きやすさと働きがい両立できる職場環境となるよう整備していく必要があることを明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
施 策 (1) 12 年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成 ▶ 教育ＤＸの視点からの授業改善や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進や教育の情報化推進などを通して、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成します。 ▶ 「さいたま市小・中一貫教育」や市立高等学校の「特色ある学校づくり」を推進するとともに、豊かな自然環境を生かした自然体験活動の推進などを通して、夢を実現しようとする高い志を持って、可能性に挑戦する力を育成します。 (2) グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成 ▶ グローバル社会で主体的に行動し、たくましく生きる児童生徒をはぐくむグローバル・スタディの推進や、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくむ「未来くるワーク体験」の推進などを通して、多様な人々との関わりの中で、共感力や創造性などをはぐくむことにより、社会的自立に向けた基盤となる資質・能力や、主体的に社会の形成に参画する態度等を育成します。また、いじめ防止対策の強化、特別支援教育の推進や学びの多様化学校の設置をはじめとする不登校対策の強化など、子どもたちの個々のニーズに応じたきめ細かな教育的支援や学習環境の充実を図ることにより、子どもたちが自己肯定感を持って、困難に向き合い乗り越え人生を主体的に切り拓いていく強靱さ（レジリエンス）をはぐくみます。 ▶ 子どもたちの体力向上に向けた取組の推進とともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進などを通して、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。 (3) 人生 100 年時代を輝き続ける力の育成 ▶ 個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習の機会として、市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応える「さいたま市民大学」の推進や、図書館、公民館、博物館等の身近な生涯学習関連施設の利活用などを通して、全ての人が生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。 ▶ 「生涯学習人材バンク」など学習成果の活用の仕組みづくりを通して、人生を豊かに生きるために、学んだことを地域社会への貢献等に応用することにより、地域社会の担い手となり、やりがいをもって、活躍できる環境を整備します。また、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、諸課題の解決を主体的に担うことができる力を育成します。 (4) スクール・コミュニティによる連携・協働の充実 ▶ 学校と地域が連携・協働して未来を担う子どもたちをはぐくむコミュニティ・スクールなど、「学校を核とした地域づくり」の推進などを通して、学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。 ▶ チャレンジスクールの充実や学校安全ネットワークの推進などを通して、地域の多様な教育資源を活用し、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成します。	◀ 第４期教育振興基本計画の策定などの変化を受け、教育ＤＸをより一層推進し、児童生徒一人ひとりの状況やニーズに応じた授業改善の必要性について明記。 ◀ 主体的に社会の形成に参画する態度等を育成すること、及び、いじめ防止対策の強化、特別支援教育の推進や学びの多様化学校の設置をはじめとする不登校対策の強化を明記。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、いじめ防止対策や不登校対策の強化を追記。 ◀ 個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習の機会について明記 ◀ 住民自らがやりがいをもって社会の担い手となり、学んだことを生かして地域に貢献しながら、地域全体で課題解決を主体的に担うことができる力の育成について明記 ◀ コミュニティ・スクールなど、子どもが主役となりエージェンシーが発揮される場面や機会の必要性について明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
(5) 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備 ▶ 質の高い教員集団を実現していくことは、学校教育の質を高め、子どもたちに対してより良い教育を行うために必要であることから、時代のニーズや多様化する教育課題に対応する教員の資質能力の向上や、部活動の適正化に向けた部活動指導員の配置などを通して、新しい時代の教育に向けた学校の持続可能な指導体制を構築します。 ▶ 学校施設の計画的な改築・改修を実施するとともに、家庭や地域とも連携した防災教育や交通安全対策の推進などを通して、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進します。 成果指標 参 考 ▶ 全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較 (国・県等の統計等) ▶ 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 「外国のことについて、もっと知りたいと思う」児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 「学ぶことや働くことの意義を考えたり、今、学校で学んだことと、自分の将来とのつながりを考えている」児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 「図書館、公民館、博物館などの生涯学習施設を利用して、学習する機会を得ている」と感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 「これまでの経験や学習の成果を、学校や地域の活動、ボランティア活動などを通じて、社会に還元している」と答えた市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 「地域の学校を信頼している」と思う市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 「地域の人たちは、自分たちを見守り、支えてくれている」と思う児童生徒の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 地域の学校の「教育活動（学校の授業、学校行事、部活動など）に満足している」と答えた市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 地域の学校の「学校施設の安全性・快適性や、見守り活動などの取組に満足している」と答えた市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)	◀ 部会での御意見を踏まえ、質の高い教員集団を実現していくことは、学校教育の質を高め、子どもたちに対してより良い教育を行うために必要であることを明記。 ◀ 令和５年度時点の実績値において既に令和１２年の最終目標を上回っているため、令和１２年度の目標値は７８％以上（小６）、７５％以上（中３）とする。 ◀ 令和５年度時点の実績値において既に令和１２年の最終目標を上回っているため、令和１２年度の目標値は８９％以上（中３）とする。 ◀ 令和５年度時点の実績値において既に令和１２年の最終目標を上回っているため、令和１２年度の目標値は７１％以上（小６）、７３％以上（中３）とする。 ◀ 令和５年度時点の実績値において既に令和１２年の最終目標を上回っているため、令和１２年度の目標値は８８％以上（中３）とする。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の支援により地域における防犯活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組みます。 ▶ 犯罪被害者等への支援に関する広報・啓発の充実により、市民の意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等への相談及び支援に取り組みます。 (3) 消費者トラブルの拡大の防止 (略) (4) 生活衛生と食品の安全性の向上 (略) 成果指標 参 考 ▶ 交通事故件数 (国・県等の統計等) ▶ 刑法犯認知件数 (国・県等の統計等) ▶ 消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 衛生施設等に関して満足している市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)	← 令和３年４月１日に「犯罪被害者等支援条例」が施行されていることから、犯罪被害者等支援について新たに明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第6章 福祉 第1節 誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会の実現（P.148） 現状と課題 ▶ 本市は、令和22（2040）年には、高齢者人口が40万人を超え、高齢化率も29.6%と、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況に直面することが予想されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。 ▶ 本市の要支援、要介護の認定者数については、これまで一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。 ▶ また、国では、令和7年（2025）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「医療」「介護」「自立した日常生活の支援」「介護予防」「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしています。 ▶ 本市においては、高齢者を始めとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、高齢者の自立支援や重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの具現化に取り組む必要があります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる環境づくり ▶ 高齢者の生活機能の低下や重度化を防止し、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域づくりによる介護予防の取組を進めるほか、高齢者が自分らしく活躍できるよう、セカンドライフの充実に向けた取組を進めます。 ▶ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括支援センターに配置している「さいたま市地域支え合い推進員」のスキルアップに努めるとともに、地域の多様な主体の参入を促進することで様々な課題の解決に向けて互いに幅広く支え合うことができる地域づくりを進めます。 ▶ 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自宅や介護施設など生活基盤としての居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。 成果指標 ▶ 75歳～79歳の介護認定率 (所管課等々の独自調査) ▶ 介護認定者の維持・軽度化した割合 (所管課等々の独自調査)	← 最新の統計値を反映するため時点更新 ← 現状の国の方針を踏まえて時点更新。 ← 認知症基本法施行等の変化を踏まえ、チームオレンジの取組など、地域の多様な主体の参入を促進する取組の拡充を新たに明記

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現（P.150） 現状と課題 ▶ 全国的な人口減少の本格化や少子高齢化の進行等は、家庭・地域・市民活動団体等のつながりの希薄化や地域の担い手不足をもたらし、「地域力の低下」を招いています。また、ライフスタイルや価値観の多様化は、ひきこもりを伴う8050問題、介護と育児を同時に担うダブルケアやケアラー・ヤングケアラーの問題、そして孤独・孤立問題の深刻化など、複雑化・複合化した新しい課題を生み出しています。 ▶ こうした社会環境の変化に対応していくため、福祉に関する包括的な相談を受け止める相談支援体制を整備するとともに、地域の多様な主体のつながりの醸成によりソーシャルキャピタルを高め、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進する必要があります。 ▶ 本市では、人口が増加している中、障害者の数も増加傾向にあります。令和5年（2023）年度末における身体障害者手帳所持者数は32,714人で、障害者手帳所持者全体の約56%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は16,455人と、前年度末に比べて747人、約5%増加しています。近年は、高次脳機能障害や発達障害等の見た目では分かりにくい障害に対する社会的認知も広がってきています。 ▶ 障害に対する差別や偏見を無くし、障害のある人が不当な制約を受けることがないように、障害に対する正しい理解を促進するとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（通称：ノーマライゼーション条例）」の理念の普及啓発を推進することが必要となります。 ▶ 今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とするサービスの確保が課題となっています。 ▶ 特に、障害のある人が地域で自立し、安心して生活を送ることができる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援の充実）が必要となります。 目指す方向性 （略） 施 策 (1) 誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現 ▶ 障害に対する差別や偏見を無くし、障害のある人に対する理解を深めるための各種啓発活動や、虐待を防止するための取組を進めることで、障害のある人が権利の主体として、共に暮らせる地域づくりに努めます。	◀ 社会福祉法の改正やケアラー支援条例の制定、孤独・孤立対策推進法の施行等の社会経済状況の変化を追記。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、地域の担い手不足について追記。 ◀ 障害者手帳の所持者数について、最新の統計値を反映するため、時点更新

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めます。また、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら、家族を含めた相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化及び内容の充実に加えて、サービス提供者の能力や知識の向上を図ります。 ▶ 全ての人が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、障害の特性に応じたアクセシビリティに配慮した支援やユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備を推進します。また、障害の有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として、就労、スポーツ、文化・芸術等の様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。 (2) その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくり ▶ 様々な福祉の課題を抱える市民の相談を受け止め、活用可能な福祉制度を案内するほか、必要な相談支援機関につなげる仕組みづくりを行うとともに、生活に困窮する人など、支援を必要とする人に対する取組を実行します。 ▶ 少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、全てのケアラー・ヤングケアラーが個人として尊重され、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができるよう、地域の多様な主体と相互に連携を図りながら、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーの早期発見、心身の負担軽減・解消に向けた支援を進めます。 ▶ 誰もが地域において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が互いに尊重し合い協働する意識を醸成するとともに、それぞれの役割や機能を生かしつつ、支え合うコミュニティを築ける地域づくりを推進します。	◀ 「障害の特性に応じたアクセシビリティに配慮した支援」を推進することを新たに明記。 ◀ 包括的な支援体制の整備において「相談支援」と併せて重要となる「地域づくり」に関する記述、及び、ケアラー支援条例の制定を踏まえた関連の記述を新たに明記。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、地域の担い手不足に対応する地域づくりについて追記。
成果指標 参 考 ▶ 「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる」と答えた市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 (所管課所等のアンケート) ▶ 福祉まると相談窓口の相談者が、必要とする支援の相談窓口につながった割合 (所管課所等の独自調査) ▶ 家族や友人で解決できない悩みや不安について、相談できる人や場所があると感じる市民の割合	◀ 「生活自立・仕事相談センター」を「福祉まると相談窓口」に時点修正。また、指標の最終目標について上方修正。 ◀ 新たに記載する地域共生に係る施策を評価するため、新たな成果指標を設定。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第6章 福祉 第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現（P.154） 現状と課題 ▶ 埼玉県が策定した「地域医療構想」によると、さいたま区域では、高齢者数の増加を背景として、今後も医療需要が増加し、回復期、慢性期の医療機能の不足が見込まれています。あわせて、在宅医療等の需要も大幅に増加することが見込まれています。 ▶ 市内の高齢者人口の増加と、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための救急医療体制が求められています。 目指す方向性 （略） 施策 （1）市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実 （略） 成果指標 参 考 ▶ 「かかりつけ医」がいる市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出）） ▶ 必要な時に受診できる医療機関がある市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出））	← 医療需要について時点更新。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現（P.158） 現状と課題 ▶ 令和5年4月に子ども基本法が施行され、子ども・若者の意見表明機会の確保・意見の尊重等、子ども施策に関する基本理念が掲げられました。また、同時に、子ども家庭庁が設置され、常に子ども・若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据える「子どもまんなか社会」の実現に向けた機運が高まっています。 ▶ 全国的に少子化が進行している中、令和5（2023）年における本市の合計特殊出生率は1.19で、本市においても、合計特殊出生率及び出生数が減少傾向にあり、より一層の少子化対策の強化が求められています。 ▶ 少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、未婚化・晩婚化への対策や、妊娠・出産、子育て支援施策の充実は欠かせないものです。このため、本市においても安心して妊娠・出産ができ、子育てしやすい環境づくりが求められています。その一環として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うため、令和6年4月から、母子保健分野及び児童福祉分野が一体的に相談支援を行う、子ども家庭センターを各区へ設置しました。 ▶ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や保育環境の整備、地域ぐるみで子育てを支援する体制をあらゆる面から強化する必要があります。 ▶ 令和6（2024）年4月現在の保育所等利用待機児童数は、3年連続で待機児童ゼロを達成しましたが、今後も保育需要の増加が見込まれていることから、引き続き、待機児童ゼロの維持に向けて取り組む必要があります。 ▶ 放課後児童クラブでは、令和6（2024）年4月現在で299人の公設クラブ待機児童が生じています。また、民設クラブの運営に係る保護者負担の軽減や夏休みのみといった多様なニーズに対応するため、従来の民設クラブの整備に加えて、放課後子ども居場所事業を実施することにより、今後の放課後児童対策に取り組む必要があります。 ▶ 全国的に世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加、地域社会における人間関係の希薄化などによって、家庭が孤立し、子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれており、社会全体で子育てを支援していく必要があります。	◀ 子ども家庭庁が設置され、子どもまんなか社会の実現に向けた機運が高まっていることを追記。 ◀ 合計特殊出生率の数値及び動向について時点更新するとともに、より一層の少子化対策が求められている旨について追記。 ◀ 未婚化・晩婚化への対策の必要性について明記するとともに、令和6年4月から、子ども家庭センターを各区へ設置したことを追記。 ◀ 保育所等利用待機児童数は、3年連続で待機児童ゼロとなっており、引き続き、待機児童ゼロの維持に向けて取り組む必要があることを追記。 ◀ 公設クラブ待機児童数について時点更新するとともに、従来の民設クラブの整備に加えて、放課後子ども居場所事業実施の必要性について追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 発達障害の社会的認知の広がりにより、全国的に支援を必要とする子どもや保護者は増加しています。障害のある子どもの健やかな育ちを促すとともに、保護者が抱える不安感を軽減するよう、環境の整備を図る必要があります。 ▶ 子どもを取り巻く環境が常に変化する中、子どもが抱える課題はますます複合化・複雑化してきています。経済的困窮、教育や経験の機会の喪失等が社会との関係性を喪失させ、子どもの健やかな育ちと自立を困難にしています。そのため、福祉部門を始め、教育や保健部門等の様々な関係機関による連携、重層的な支援を図る必要があります。 ▶ 児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数は令和元年度より横ばいで推移しており、いまなお深刻な社会問題となっています。児童虐待を防止するため、全ての子どもに対して切れ目のない支援を推進していく必要があります。 目指す方向性 (略) 施 策 (1) 安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目ない支援と親と子の健康づくり ▶ 結婚を望む方への支援を行うとともに、妊娠、出産期において、安心して健やかに子どもを生み育てることができるように、妊産婦や子育て家庭の不安や悩みを軽減するため切れ目ない支援の充実を図ります。 ▶ 子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付等の支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。 (2) 安心して子どもを育てられる環境づくり ▶ 全ての子育て家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備や既存資源を活用した多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。 ▶ 利用を希望する全ての児童に対して、安全・安心な放課後の居場所を提供するため、放課後子ども居場所事業の実施と民設放課後児童クラブの整備の促進により、待機児童の解消に取り組みます。 ▶ 地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。 ▶ 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。	◀ 児童相談所への児童虐待対応件数の推移について時点更新。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、結婚を望む方への支援を行う旨を明記。 ◀ 保育の受け皿確保の方策について、「認可保育所等の整備を中心に」から、「認可保育所等の整備や既存資源を活用した」へと表現を修正。 ◀ 放課後児童対策について、従来の民設クラブの整備に加えて、放課後子ども居場所事業のモデル実施と検証を行う旨を追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
(3) 次代の社会を担う子ども・若者が健全に成長する環境づくり ▶ 子どもの自主性や豊かな人間性、社会性をはぐくむため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動、社会参画など様々な体験の機会とともに、世代間交流を始め多様な交流の機会や居場所の充実を図ります。 ▶ 次代の担い手である子ども・若者の意見に耳を傾け、実際に市の施策や事業に反映していくよう取り組みます。 ▶ 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、自立に至るまでの切れ目ない支援を受けられる体制を構築します。 ▶ 困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につなげる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。 成果指標 参 考 ▶ 妊娠・出産について満足している人の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた人の割合） （所管課等々のアンケート） ▶ 安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出）） ▶ 子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出））	← 子ども・若者の意見反映や社会参画の推進の視点を取り入れるとともに、「子どもの居場所づくり」に取り組む旨を明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第8章 文化 第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造（P.164） 現状と課題 ▶ 本市では、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24（2012）年4月に「文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に展開してきました。 ▶ 本市には、「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」等の魅力ある資源があります。これらを始め地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用を進めてきたほか、文化芸術活動の促進、文化芸術の鑑賞機会や活動の場となる施設の充実などに取り組んできました。具体的には、大宮盆栽美術館、漫画会館、岩槻人形博物館、鉄道博物館を中核とした魅力ある資源を活用した各種取組を進めるとともに、「さいたま国際芸術祭」など、国内外に向けて本市の魅力をアピールするための催しを開催しました。また、文化芸術活動の場を充実させるため、市民会館おおみや及び市民会館うらわの移転・リニューアルに向けて取り組んできました。 ▶ 今後は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携も視野に入れた施策展開が求められています。具体的には、本市の魅力ある資源を筆頭に様々な魅力ある資源の更なる活用に取り組むほか、新たな資源の発掘や魅力の創造により、文化芸術を活用したまちの活性化を推進する必要があります。また、令和4（2022）年に設立されたアーツカウンシルさいたまを軸に、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、誰もが気軽に文化芸術に触れられる機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を一層図る必要があります。さらに、文化センターを中心とした「文化芸術創造拠点」を構築し、文化施設間の連携強化を図るなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。 ▶ 本市には、令和6年（2024）年3月31日現在、国指定10件、県指定77件、市指定441件、合計528件の有形・無形の指定文化財が存在しています。このほかにも数多くの文化財や遺跡等が存在し、多様な歴史と文化に関する資源があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）文化芸術を活用したまちの活性化 （略） （2）文化芸術活動の促進 （略）	◀ これまで3度に渡り国際芸術祭を開催してきたことを踏まえ、「トリエンナーレ」から「国際芸術祭」に修正。 ◀ 令和4（2022）年に「アーツカウンシルさいたま」を創設したことを踏まえ追記 ◀ 指定文化財の件数について時点更新。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
(3) 歴史文化資源の保存・継承・活用 (略) 成果指標 参 考 ▶ 文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合） (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合（過去１年間に１回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合） (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第9章 都市インフラ 第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ（P.170） 現状と課題 ▶ 今後、人口減少・高齢化の進行が予測される中、都市機能が無秩序に薄く拡散すれば、高齢者の利便性の低下や既存ストックにかかる維持管理費の増大など、様々な問題が生じるおそれがあります。 ▶ このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組む必要があります。 ▶ 本市は、鉄道4事業者33駅を抱えており、なかでも東北・上越・北陸新幹線を始め、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、東日本の交通の要衝であるとともに、全国でも有数のターミナル駅となっています。また、東北自動車道、東京外環自動車道、国道16号、国道17号、国道17号新大宮バイパス、国道17号上尾道路、国道298号、国道122号、国道463号、首都高速道路等の幹線道路網も充実しています。また、新大宮上尾道路の整備や核都市広域幹線道路の検討など、広域道路ネットワークの形成により、一層の幹線道路網の充実が期待されます。 ▶ しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じています。さらには、運転手不足の顕在化などによりバス本数の維持がますます難しくなるなど、交通網や交通アクセスの強化、利便性の向上を図るとともに、持続可能な公共交通ネットワークの再構築が必要です。 ▶ その一方で、今後更に財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動して計画的に整備を進める必要があります。 ▶ 大宮駅周辺地区については、これまで様々な都市機能を集積してきている一方で、オフィスを始めとした業務機能等が不足しています。また、慢性的な交通渋滞の発生、低・未利用地の点在などの課題があります。そのため、「大宮駅グラウンドセントラルステーション化構想」等を踏まえ、商業・業務・都心居住等の都市機能の充実や大宮駅を中心とした交通結節機能の強化、歩行者ネットワークの形成による回遊性の強化等を推進し、本市の都心としての拠点性や防災性の向上を図る必要があります。 ▶ さいたま新都心周辺地区については、これまでに都市基盤が整備され、国の広域行政機能など様々な都市機能が集積しているものの、更なる土地活用の充実・強化を図るといった課題があります。そのため、「さいたま新都心将来ビジョン」に基づき、広域的な都市活動の拠点として適正な土地利用の促進などにより賑わいを創出するとともに、地域の価値を向上させるエリアマネジメントなど多様な主体によるまちづくりを推進する必要があります。また、本庁舎の移転整備に併せて、周辺施設と連携したまちづくりに取り組む必要があります。 ▶ 浦和駅周辺地区については、鉄道高架化による東西市街地の一体化や、市街地再開発事業等の推進により基盤整備が進捗する一方、既存建築物の老朽化の進行など、今後も適切な施設更新等を図っていくといった課題があります。そのため、「浦和駅周辺まちづくりビジョン」等を踏まえ、引き続き、本市の都心としてのにぎわいや回遊性を高める市街地の再構築を推進するとともに、本庁舎移転整備後の現庁舎地や市民会館うらわ跡地など、公共施設の建替え等に合わせた都市機能の再編・適正配置を行っていく必要があります。	← 運転手不足の顕在化の状況について追記。 ← 「さいたま新都心将来ビジョン」の改定に基づき、記載を変更。 ← 浦和駅西口南高砂地区市街地再開発事業による展開と「浦和駅周辺まちづくりビジョン」策定を反映した内容に変更するとともに、今後も適切な施設更新を図っていく必要性を明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
目指す方向性 （略） 施 策 (1) 都市基盤整備の推進 （略） (2) 多様で高次な都市機能の集積 （略） (3) 広域的な交通施策の推進 ▶ 都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまちの形成を図るため、市民を始め、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、M a a S など、デジタル技術の活用などにより、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、浦和美園～岩槻地域の成長・発展を進めるとともに、地下鉄 7 号線（埼玉高速鉄道線）の延伸促進に取り組み、東西交通大宮ルートの導入検討や市内各鉄道の利便性向上を図ります。 ▶ 幹線的な道路の整備を進め、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。新たな東西連携軸となる核都市広域幹線道路については、広域的な連携強化に向け計画の具体化に取り組み、あわせて、市内の拠点間の連携や市民の生活利便性の向上等を図ります。 (4) にぎわいと交流を生む居心地のよい都市空間の形成 （略）	← 「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進などの状況変化を踏まえ、本節中の「ICT」を「デジタル技術」に言い換え。 ← 部会での御意見を踏まえ、核都市広域幹線道路に関する記載を追加。
成果指標 ▶ 都心・副都心における土地区画整理事業・市街地再開発事業の進捗率等 (所管課所等の独自調査) ▶ 都心・副都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 都心・副都心の駅の 1 日当たりの乗降客数（定期利用者を除く） (民間事業者の統計等) ▶ 鉄道、バスの年間利用者数 (民間事業者の統計等)	← 令和 5 年度の都心・副都心の駅の 1 日当たりの乗降客数（定期利用者を除く）は、乗降客数 45 万 6 千人と、令和 7 年度の目標 45 万 2 千人及び令和 12 年度の目標 45 万 4 千人を上回る水準となったため、1 日当たりの乗降客数（定期利用者を除く）の目標値を見直し。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ さいたま市の交通の利便性に関する満足度 (所管課等々の独自調査) ▶ 都心・副都心における１日当たりの滞在者数 (民間事業者の統計等)	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ（P.174） 現状と課題 ▶ 本市では、これまで人口減少・少子高齢化、環境問題等、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷の低減など、質を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。 ▶ 全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市においても、引き続き、将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地整備を推進するとともに、デジタル技術等の利活用を進め、より安全・安心で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、環境負荷の低減など市街地の質的な改善と都市機能の向上に取り組む必要があります。 ▶ 本市は、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸促進に取り組んでいますが、中間駅などの新駅設置に伴って新たな市街地形成を進める場合には、豊かな自然環境との共生を図りながら、質の高い住宅地や駅の利便性を考慮した商業・業務機能を計画的に供給していく必要があります。 ▶ また、市内には、武蔵一宮氷川神社や岩槻城址等の歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、更には様々な伝統行事やイベント等を含めた景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。 ▶ これらの資源を次世代に継承するべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。 ▶ 都市公園については、身近な公園が不足している市街地において新規整備を推進するとともに、既存公園の老朽化が進んでいることや公園の質の向上が求められていることから、既存公園の改修及び維持管理・運営方法の改善が必要です。また、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。 ▶ 住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティネット再構築の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、その対策が課題となっています。 ▶ 生活道路については、消防・救急等の緊急活動の妨げとなる狭あい道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えており、整備に対する市民要望は多く、早期対応を図る必要があります。 ▶ また、高齢化の進行や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の低減などを念頭に、公共交通はこれまで以上に重要な役割を果たすとともに、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。 ▶ 近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、ルール・マナーの意識向上や自転車走行空間の整備、需要に応じた駐輪環境の改善など自転車利用環境の向上を図る必要があります。	← 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進などの状況変化を踏まえ、本節中の「ICT」を「デジタル技術」に言い換え。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより人口増にもかかわらず横ばい傾向にあり、将来の人口減少による水需要の減少に対応するため、水道施設の効率的配置及び適正規模を検討する必要があります。また、水道料金収入の増加が見込めない一方で、水道施設の老朽化対策として維持管理や更新・耐震化を進める必要があります。 ▶ 市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、常に信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。 ▶ 本市の下水道普及率は、令和5（2023）年度末現在 95.1%に達していますが、今後も市民の生活環境や公共用水域の水質の保全のため、効率的な公共下水道の整備を進めるとともに、施設の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。 ▶ 接続戸数が増加していく中、世帯規模の縮小や節水型機器の普及などにより1戸当たりの使用水量が減少傾向にあり、全体として、下水道使用料収入は増加が見込めないことから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。 目指す方向性 （略） 施 策 (1) 個性豊かで潤いのある都市空間の形成 ▶ 市民・事業者・行政の協働により、地域の状況に応じた景観に関する誘導・保全・啓発を行い、個性豊かで魅力ある良好な都市景観形成を図ります。 ▶ 市街地における公共空間の緑化や市民・事業者等による主体的な取組への支援を推進するとともに、市民との協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。 ▶ 地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進やPark-PFIによる取組の推進を図るなど、公民連携に取り組みます。 (2) 地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出 （略） (3) 公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実 ▶ 集約型都市構造の維持に向けた効率的な公共交通ネットワークの形成・強化を図ります。 ▶ 市民の日常生活における移動手段の確保に向け、デマンド型の交通など、デジタル技術の活用により地域の公共交通を強化し、地域特性に配慮した持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ります。 ▶ ノンステップバスの導入・普及など、公共交通の利便性を高めるとともに、鉄道駅やその周辺等を中心にバリアフリー化を推進します。	← 時点更新。 ← 部会での御意見を踏まえ、Park-PFIに関する記載を修正。 ← 「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進などの状況変化を踏まえ、本節中の「ICT」を「デジタル技術」に言い換え。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 安全で快適な生活空間を確保するため、生活道路における安全・安心な歩行空間の確保のための整備・修繕を進めるとともに、歩車共存道路としての整備や交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進め、歩道の設置、道路の緑化など、道路環境の向上を図ります。また、今後の社会経済状況の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行い、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。 ▶ 「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」の実現を目指し、サイクルツーリズムの推進、シェアサイクルの普及、正しい自転車利用の啓発、自転車通行環境の整備、駐輪場の利便性向上等の各施策を実施し、総合的に自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進します。 (4) 安全かつ安定的な水の供給や下水道の整備 (略)	◀ 部会での御意見を踏まえ、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の確保に関する記載を追記。
成果指標 参 考 ▶ 良好な都市景観の形成が進み、街なかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 道路整備・土地区画整理・市街地再開発事業など、まちの基盤整備が進んでいると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 身近な公共交通や、安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 自転車利用環境に関する満足度（快適性、安全性、ルール・マナー、情報提供、市の取組） (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 水道管路の耐震化率 (所管課等々の独自調査) ▶ 下水道施設の耐震化率 (所管課等々の独自調査)	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第10章 防災・消防 第1節 災害に強い都市の構築（P.182） 現状と課題 ▶ 東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、東日本大震災以降も、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震、平成30年7月豪雨による洪水被害などの大規模自然災害等により、全国各地において大きな被害を受けてきました。また、令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）では、本市においても1,600棟を超える家屋に浸水被害が生じるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。 ▶ 近年多発している局地的な豪雨や台風、今後切迫する首都直下地震等の大規模自然災害による大きな被害への懸念は高まっているため、本市の内外を問わず実災害から得られた教訓を生かしながら、気候変動による災害の激甚化を念頭に、防災対策の不断の見直しを行う必要があります。 ▶ 本市では、事前防災及び減災、迅速かつ円滑な復旧復興のため、平常時には「公助」によるインフラ整備などのハード整備や、地域防災力向上のためのソフト対策、災害時の救援・救護等、防災への取組を絶え間なく続けているところです。 ▶ しかし、現在想定されている首都直下地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、「公助」の限界についての懸念も指摘されています。 ▶ 今後、より災害に強い都市の構築を推進していくためには、建築物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など、「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。 ▶ また、近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急を始めとする消防需要は増加傾向にあり、市民の安全・安心を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）災害に強い都市基盤整備 （略）	◀ 本市の防災対策に影響を及ぼしうる大規模災害（令和6年能登半島地震）を追記 ◀ 気候変動により激甚化する災害への対応の重要性を考慮し、気候変動による災害の激甚化に関する記述を追記

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由												
(2) 地域と共に進める災害対策 ▶ 市民・事業者への防災知識の普及・啓発を促進し、年齢・性別を問わず、市民が、災害への備えを行い自分の身を守るための在宅避難や広域避難などを含めた適切な行動がとれるようにするため、行政、関係機関及び地域が連携し、防災意識の醸成を図ります。 ▶ 市民が互いに支え合い、高齢者や障害者、子ども、外国人、性的少数者など、多様性やジェンダーなどに配慮した避難支援や避難所運営等を円滑に行うことが、被害の拡大防止につながるため、地域防災活動の中心となる自主防災組織を育成強化し、更なる市民との協働、「共助」による取組を支援し、地域防災力の向上を図ります。 (3) 消防・救急体制の充実強化 (略) <table><tr><th data-bbox="114 564 1263 612">成果指標</th><th data-bbox="1263 564 1379 612">参 考</th></tr><tr><td data-bbox="174 612 1232 679">▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修など、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="174 679 710 746">▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="174 746 732 813">▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="174 813 519 880">▶ 火災件数（失火による出火件数） (国・県等の統計等)</td><td></td></tr><tr><td data-bbox="174 880 781 948">▶ 病院収容所要時間（119番通報から医師引継ぎまでの時間） (国・県等の統計等)</td><td></td></tr></table>	成果指標	参 考	▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修など、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)		▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)		▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)		▶ 火災件数（失火による出火件数） (国・県等の統計等)		▶ 病院収容所要時間（119番通報から医師引継ぎまでの時間） (国・県等の統計等)		◀ 内閣府の防災基本計画や埼玉県地域防災計画等と整合を図るとともに、近年の施策の進展や災害の教訓を踏まえた本市の地域防災計画の改定に伴い、「年齢や性別を問わず」へ記載を変更。また、在宅避難や広域避難についての記載を追加。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、外国人、性的少数者など、ジェンダーや多様性などに配慮する旨の記載に変更。
成果指標	参 考												
▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修など、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)													
▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)													
▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)													
▶ 火災件数（失火による出火件数） (国・県等の統計等)													
▶ 病院収容所要時間（119番通報から医師引継ぎまでの時間） (国・県等の統計等)													

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興（P.188） 現状と課題 ▶ 本市は、新幹線6路線等が乗り入れる大宮駅を有する「東日本の玄関口」として、地理的優位性が高く、東日本のヒト・モノ・情報を呼び込むとともに市内外に発信し、交流を促進することで、本市及び東日本全体の経済を活性化していくことが期待されています。 ▶ 経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の産業特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動の更なる国際化を推進する必要があります。本市においては、次世代を担う新産業分野を創出・育成するため、技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、地理的優位性を生かしながら、産学官金連携の推進による研究開発の促進を推進する必要があります。 ▶ 地域経済の活性化と合わせて、財政基盤の強化及び雇用機会の創出を図るためにも、本市の優れたビジネス環境を生かし、国内外の優良企業の本社・研究開発機能等の誘致を引き続き進め、立地を促進していく必要があります。企業の立地促進に当たっては、受け皿となるオフィスや産業用地が不足していることから、その創出が求められています。 ▶ 我が国の経済は、人口減少・少子高齢化等の景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭を始めとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向、長引く物価高騰などにより、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。 ▶ 多様な人材の活躍による地域経済の活性化を図るため、幅広い世代を対象とした産業 人材の育成を支援する必要があります。また、平成30（2018）年12月に可決・成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」により、今後増加が見込まれる外国人労働者を含め、世代・状況に応じた就労支援を実施するとともに、人手不足が深刻な中小企業等の人材確保のため、就労・職場定着に資する支援が求められています。 ▶ 本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとらわれない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核としてにぎわいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。 目指す方向性 （略）	← 昨今の物価高騰の影響を踏まえ、記載を修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
施 策 (1) 東日本連携による経済交流の活性化 (略) (2) さいたま市の特性を生かした新たな産業の創出 (略) (3) 活力ある地域産業を育てる環境の整備 (略) (4) 地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就労環境の整備 (略) (5) 商業活性化のためのにぎわいづくり (略) 成果指標 参 考 ▶ 東日本の都市を身近に感じる市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 国内の販路拡大に向けた商談件数 (所管課所等の独自調査) ▶ 海外の販路拡大に向けた商談件数 (所管課所等の独自調査) ▶ 企業立地件数 (所管課所等の独自調査) ▶ 法人市民税（法人税割）の納税義務者数 (所管課所等の独自調査) ▶ 市民の就業率 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 働きやすい職場であると感じる市民在勤者の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 商店街に魅力を感じる人の割合 (市民アンケート（無作為抽出）) ▶ 商店街・商業地区の歩行者通行量 (所管課所等の独自調査)	➡ 令和５年度中の成果指標の実績値（16,306 社）が最終目標値（15,310 社）を上回ったため、目標値を上方修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第11章 経済・産業 第2節 観光の振興とMICEの推進（P.192） 現状と課題 - 本市は、サッカーを始めとするスポーツ資源、「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」等の文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会や令和3（2021）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、更には本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。 - その際、観光地としての都市間競争力を強化するため、観光客のターゲットやニーズを明確に設定し、また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴う経済活動・人流の正常化を的確に捉えながら、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を生かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化を図る必要があります。 - さらに、これまで国際会議を始めとするコンベンションやスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的にMICEの誘致を推進し、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）地域資源等の魅力を生かした観光の振興 - スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。 - 国内だけでなくインバウンドにも目を向け、本市の魅力を国内外に発信し来訪者の増加を図るとともに、全ての来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。 - 国際会議等のコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、インバウンドを含む来訪者の受入体制の充実に取り組みます。 成果指標 ▶ 入込観光客数 （所管課等々の独自調査） ▶ MICE開催による経済波及効果 （所管課等々の独自調査） 参 考	← 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う経済活動・人流の正常化に関する記載を追記。 ← インバウンド向けの魅力発信や、全ての来訪者を迎え入れる環境づくりに関する記載を新たに明記。 ← インバウンドを含めた来訪者の受入体制に関する記載を新たに明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第3部 各分野の政策と施策 第11章 経済・産業 第3節 持続可能で魅力ある都市農業の振興（P.194） 現状と課題 - 本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農業就業人口の減少や高齢化、後継者の不足が進み依然として厳しい状況にあります。また、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化により、農産物の品質の低下や収量の減少等が懸念されています。一方で、首都圏の中でも東京という大消費地に近接しているという特徴を生かし、付加価値の高い都市農業を振興していくことが求められています。 - 食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的機能が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が新鮮で安全・安心な地元の農産物を購入できるよう、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。 - 都市化の進展に伴い農地の減少が続く一方で遊休農地が発生していることから、限りある農地を有効利用していくことが課題となっています。 目指す方向性 （略） 施策 （1）持続可能で魅力ある都市農業の確立 - 農業者や就農希望者への支援等により、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、担い手への農地の集約やA I やスマート農業等の先進技術の活用を推進し、収益性の高い農業経営を実現することにより、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。 - 地産地消の推進に向け、新鮮で安全・安心な農産物の供給を支援するとともに、農業の6次産業化や農産物のブランド化に取り組みます。また、「農」のある暮らしの豊かさを共有できるよう、子どもから大人まで、都市住民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。 - 農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び営農のための保全活動支援を推進します。 成果指標 - 市内産農産物を意識して買う・食べている市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出）） - 担い手への農地の集積率 （所管課等々の独自調査）	← 部会での御意見を踏まえ、気候変動の影響に関する記載を追加。 ← 部会での御意見を踏まえ、A I やスマート農業に関する表現を追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第4部 各区の特性と将来像（P.198） 1 区の特性と将来像の位置付け （略） 2 区の将来像の実現に向けて （略） 3 構成について （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
西区 (P. 200) 特性 ▶ 西区は広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、大宮花の丘農林公苑や錦乃原桜草園等があって、自然環境に恵まれた季節の花々も豊かな「水と緑と花のまち」です。また、地域の祭りなど伝統芸能が今も親しまれ、地域文化が息づいたまちでもあります。 ●都市基盤・環境 (略) ●産業 (略) ●地域資源 ▶ 区内には荒川や鴨川などの大きな河川のほか、桜並木が整備されたびん沼川などの水辺や雑木林がありますが、これに加え、東部の三橋総合公園や鴨川みずべの里、西部の荒川沿いの西遊馬公園、南部の錦乃原桜草園、北部の秋葉の森総合公園や大宮花の丘農林公苑など、特色ある公園が多いことも区の魅力となっています。また、秋葉ささら獅子舞及び指扇の餅搗き踊り（市指定無形民俗文化財）、祭りばやしなど民俗芸能が今も親しまれ、神社仏閣など地域固有の歴史・文化資源が保存・継承されています。 ▶ R B大宮アルディージャ練習場や荒川サイクリングロード、広大な荒川河川敷にある運動場などの地域資源や、さらに、公設としては首都圏で2例目、本市では初の公認グラウンド・ゴルフ専用コースとなる宝来グラウンド・ゴルフ場が整備され、幅広い世代に親しみやすいスポーツ環境が魅力となっています。 ▶ 西区のこれらの資源を十分活用し、区の魅力向上に向けて、まちづくりに生かしていく視点が求められます。 ●コミュニティ (略) 区マップ (略)	← 軽微な文言の修正。 ← 軽微な文言の修正。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
将来像 豊かな自然と歴史文化を生かす 全てのひとと生活にやさしい潤いあるまちづくり （略） ＜まちづくりのポイント＞ 1 安全で安心して暮らせるまちづくり ▶ (1) 歩道や街灯等の充実やバリアフリーのまちづくり ▶ (2) 歩行者が安心して通行できる生活道路の整備 ▶ (3) 鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実 ▶ (4) 地震・風水害や犯罪等に対する安全性の向上 ▶ (5) 公共用水域の水質保全のための公共下水道の普及と利用促進、公園やコミュニティ関連施設など公共施設が身近に利用できる環境の整備 2 活力のあるまちづくり （略） 3 子育てしやすいまちづくり （略） 4 高齢者や障害者が生き生きと生活できるまちづくり ▶ (1) 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実 ▶ (2) 行政と地域住民や民生児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等の連携・協力などを通じ、高齢者の自立した生活を見守る環境の整備 ▶ (3) 障害者の地域生活を支援するネットワークづくり 5 環境と共生したまちづくり （略）	← 軽微な文言の修正。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
北区（P. 206） 特性 ▶ 本市の北部に位置する北区は、世界に誇る日本の文化である盆栽を継承する大宮盆栽村や盆栽文化振興の拠点施設である大宮盆栽美術館、日本近代漫画の先駆者北沢楽天ゆかりの漫画会館、市指定無形民俗文化財である日進餅つき踊りなどの伝統的な文化財産を有し、個性豊かな地域資源に恵まれた区です。また、区のほぼ中央にある日進・宮原地区は、プラザノースを始め、公共・公益・商業・業務機能及び都市型住宅から成る複合市街地として、本市の副都心にふさわしい、にぎわいの創造と生活交流の拠点が整備されています。 ●都市基盤・環境 （略） ●産業 （略） ●地域資源 ▶ 区の南部には、日本屈指の盆栽郷として世界的に知られ、開村 100 周年を迎えた大宮盆栽村があり、盆栽の素晴らしさ、面白さに気軽に触れていただくための拠点施設である大宮盆栽美術館を中心に、国内外から多数の見学者が訪れています。隣接地には、日本の近代漫画を確立した北沢楽天の作品を展示する漫画会館や市民の森などもあり、伝統的な文化や緑豊かな自然など、多くの地域資源があります。また、氷川参道から大宮公園、大宮盆栽村、市民の森へと続く緑の回廊は、全国にも類例のない貴重な緑地エリアとなっています。さらに、日進餅つき踊り（市指定無形民俗文化財）が貴重な地域資源として代々引き継がれています。 ▶ 区の西部には、鴨川の斜面林に湧く清水があり、三貫清水として住民による自主的な清掃活動などにより守られています。 ●コミュニティ （略） 区マップ （略）	← 軽微な文言の修正。 ← 大宮盆栽村について、令和 7 年度に開村 100 周年を迎えることから、文言の修正を行うもの。 ← 地域資源の保存・継承の観点から、記載のなかった市指定無形民俗文化財を記載するもの。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
将来像 私が誇れるまち 市民参加のまちづくり —住み続けたいまち もっとよいまち 北区— （略） <まちづくりのポイント> 1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる （略） 2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる （略） 3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる （略） 4 自然環境の豊かなまちをつくる （略） 5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
大宮区 (P. 212) 特性 ▶ 大宮区は、本市中央部の北寄りに位置し、古くは武蔵一宮氷川神社の門前町、中山道の宿場町として栄えました。そして、大宮駅の開業と大宮工場（現在の大宮総合車両センターとＪＲ貨物大宮車両所）の設立をきっかけとし、鉄道のまちとして発展してきました。区のほぼ中央には、全国有数のターミナル駅である大宮駅及び県内最大級の商業・業務地区があり、東日本の玄関口としての交通の結節点・経済の中心地となっています。 ●都市基盤・環境 ▶ 大宮区は、令和６年（２０２４年）３月に福井県まで延伸した北陸新幹線など新幹線６路線を含むＪＲ線、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）、東武野田線（東武アーバンパークライン）が東方向、南北方向に延びています。道路においては、国道１７号と国道１７号新大宮バイパス、旧中山道、産業道路が南北方向の軸、県道さいたま春日部線や三橋中央通線等が東西方向の軸となっています。また、平成２８（２０１６）年４月には国道１７号新大宮上尾道路が事業化され、東京都心部へのアクセス向上が期待されています。鉄道・幹線道路の充実した大宮区は商業・業務地区があり、高度な都市機能を有するまちとして発展しており、活動拠点を構える企業が増えています。 ▶ また、首都圏広域地方計画において、大宮が「東日本の玄関口機能を果たし、スーパー・メガリージョンを支える対流拠点」として位置付けられ、ヒト・モノ・情報が集まる東日本のネットワークの結節点として連携・交流機能の集積・強化を図ることが期待されています。 ▶ これらにぎわいのある地区の外側には静かな住宅街が広がっており、区内には、コミュニティ関連施設を始め、各種の文化・スポーツ施設等の公共施設も整備されています。 ▶ このように、基本的な生活環境や基幹的な道路・交通環境は整備されていますが、大宮駅及び周辺の中心市街地と郊外とを結ぶ東西方向の道路・交通環境については、更に充実を図る必要があります。 ▶ 大宮駅周辺地区は県内最大級の商業・業務地区であり、近年は駅周辺に予備校や専門学校等が増えており、若い人々が集まり、活気ににぎわいを醸し出しています。今後も、大宮駅グランドセントラルステーション化構想に基づく駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能の高度化等により、広域的な商業・業務機能や交流機能等の集積が進んでいきます。また、さいたま新都心駅周辺地区は、令和１３年度を目途とする市役所本庁舎の移転により、周辺施設と連携したまちづくりの推進が期待されます。その上で、両地区の連携を深め、一体的な都心として発展することが期待されています。同時に、区民生活に必要な身近な商業・サービス機能が集積した地区として、子どもから高齢者まで誰もが住みやすく、住み続けたいまちとしての整備も求められています。 ▶ 加えて、地震・風水害等から区民の生命と財産を守るための対策強化や、防犯活動の充実により、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める必要があります。	← 軽微な文言の修正。 ← 北陸新幹線の延伸や都市計画道路の開通状況を踏まえて、記載の修正を行うもの。また、総合振興計画の令和５年度改定により第３部第９章「都市インフラ」に追記された新大宮上尾道路の事業化について、記載の追加を行うもの。 ← 市役所本庁舎移転整備や都心地区の在り方など、総合振興計画の令和５年度改定内容を踏まえて、記載の修正を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
●産業 （略） ●地域資源 ▶ 大宮区は、武蔵一宮氷川神社とさいたま新都心を約2kmにわたりつなぐ氷川参道の並木や、県内初の県営公園である大宮公園が区の中央部に緑豊かな一画を形成するとともに、見沼代用水西縁から広がる見沼田圃の自然が現在も残されています。また、社記によれば、およそ二千年以上の歴史があるとされる武蔵一宮氷川神社、鉄道博物館、造幣さいたま博物館、大宮ソニックシティ、JACK大宮（大宮情報文化センター・宇宙劇場）、大宮門街にあるRainbow Hall（市民会館おおみや）等の歴史・文化施設、子どもから高齢者まで多くの区民が集う大宮区役所・大宮図書館、野球場やRB大宮アルディージャのホームスタジアムであるサッカー場などのスポーツ施設が数多く整備されており、これらの地域資源を活用して人と人との交流を深めるとともに、地域に根づいた文化等の価値を高め、積極的に発信していくことが大切です。 ●コミュニティ （略） 区マップ （略） 将来像 うるおいのある高度な生活基盤と氷川の杜の緑と文化が調和するまち （略） <まちづくりのポイント> 1 東日本の玄関口としてふさわしい、拠点性を高めた大宮駅周辺のまちづくり ▶ (1) 大宮駅周辺とさいたま新都心駅周辺とが一体となった広域的なまちづくり ▶ (2) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想による駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能高度化 ▶ (3) 大宮駅東口周辺の業務機能の充実や商業のにぎわいと氷川の杜の歴史・文化が調和したまちづくり ▶ (4) 大宮駅西口周辺の商業・業務機能の充実と都市施設整備等による洗練されたまちづくり ▶ (5) 令和13年度を目途に市役所本庁舎が移転するさいたま新都心周辺の居心地のよい都市空間の形成や、エリアマネジメント活動の推進などによるにぎわいと活力あるまちづくり ▶ (6) 訪れる人誰にもやさしく、楽しく、安全・安心でおもてなしにあふれた大宮駅周辺のまちづくり	← 総合振興計画の策定以降に整備された施設や区内有数の観光施設を追記するもの。また、軽微な文言の修正を行うもの。 ← 総合振興計画の令和5年度改定内容を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 総合振興計画の令和5年度改定内容を踏まえて、記載の修正を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
2 質の高い生活環境と安心して暮らせるまちづくり （略） 3 区の魅力の発信と、人の交流が生み出すまちづくり ▶（1）氷川の杜の緑や見沼田圃の自然、武蔵一宮氷川神社や鉄道を始めとする歴史伝統文化等の固有の地域資源を活用した個性あるまちづくり ▶（2）伝統芸能の振興、地域に根付いた特色ある祭りなど、誰もが参画できるまちづくり ▶（3）まちの情報や観光ルートが充実した国内外から訪れたいくなる、おもてなしにあふれたまちづくり ▶（4）行政と区民の協働により、まちの魅力を新たに作りながら、それを知り、高め、伝えるまちづくり ▶（5）若者が集い、活力ある文化を発信するまちづくり ▶（6）区民による文化・スポーツ活動の充実とRB大宮アルディージャとの交流によるまちづくり ▶（7）地域住民相互の交流の活発化、行政と連携したボランティア活動などコミュニティづくりによるまちづくり 4 自然環境と調和したうるおいのあるまちづくり （略）	← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
見沼区（P. 218） 特性 ▶ 市の北東部に位置する見沼区は10区の中で2番目の区域面積を持ち、区域の西から南、東を縁取るように首都圏有数の緑地空間である見沼田圃が広がり、また、東部には綾瀬川が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。一方、北部には高層住宅群を始め計画的に形成された市街地が広がるなど、都市機能と豊かな自然が調和した良好な生活環境が形成されています。 ●都市基盤・環境 ▶ 区のほぼ中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に、北西部にはJ R 宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、県道さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻ICにも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通の整備は未だ十分とはいえません。 ▶ 住宅地としては、国道16号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されているほか、他の地域においても多くの土地区画整理事業により、良好な住環境づくりが進められています。七里駅では、駅舎の橋上化や南北自由通路、北口駅前広場の整備により、地域の利便性や安全性の向上が図られました。 ▶ その反面、区内には、ミニ開発によるスプロール化や宅地の細分化なども見受けられ、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を始め、徒歩や自転車による移動環境の向上を図るなど、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。 ●産業 （略） ●地域資源 ▶ 区名の由来となっている見沼田圃は、見沼代用水東縁や芝川と背後の斜面林が一体となり、その景観がつくられています。また、見沼代用水東縁沿いには緑のヘルシーロードや「見沼田んぼの桜回廊」があり、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。このほか、大宮南部浄化センターのみめま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑の文化ともいえるべき地域資源が数多くあります。 ▶ また、染谷・加田屋地区では、見沼田圃の斜面林の保全を図りつつ、自然環境に配慮した水辺空間を創出し、地域住民が豊かな自然に親しみ、地域交流の場となる空間の整備が進められています。	← 軽微な文言の修正。 ← 東武野田線（東武アーバンパークライン）七里駅橋上駅舎及び南北自由通路、北口駅前広場の供用開始を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 染谷・加田屋地区の公園等の整備推進の状況を踏まえて、記載の追加を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
中央区（P. 224） 特性 （略） ●都市基盤・環境 ▶ 中央区は、区の中央部を縦断するＪＲ埼京線の３駅（北与野駅、与野本町駅、南与野駅）に加えて、区の東側にはＪＲ京浜東北線の２駅（さいたま新都心駅、与野駅）もあり、鉄道の利便性が高い地域です。また、幹線道路としては、南北方向に国道１７号と国道１７号新大宮バイパス、さらに国道１７号新大宮バイパス上には首都高速埼玉大宮線、東西方向には国道４６３号や町谷本太線、道場三室線が延びており、首都高速埼玉大宮線から首都高速埼玉新都心線がさいたま新都心に延びています。加えて、平成２８（２０１６）年４月には国道１７号新大宮上尾道路が事業化されていることから、区内だけでなく広域的な移動においても利便性の高い地域となっています。 ▶ 公民館等の身近な公共施設や下水道、公園等も区全体にわたっておおむね整備され、与野公園については、市民の憩いの場を設置し、公民連携によるにぎわいの創出・魅力の向上を進めています。今後は、都市化の進展に伴う緑の減少への対応、古い街並みと新しい都市空間の調和、歩いて楽しいまちづくり、地震対策・風水害対策の更なる強化など、生活環境の質の向上が重要です。 ▶ また、与野駅と与野本町駅に挟まれた区域には、区役所を中心とする公共機関及び商業・サービス業が集積しており、旧与野市時代からまちの中心となっています。区役所や周辺の公共施設の多くは老朽化が懸念されていることから、複合化・再配置による施設の安全性や公共サービスの質の向上が求められています。今後は、さいたま新都心駅東側に市役所本庁舎が移転することも含め、さいたま新都心を中心とした地域全体の魅力の向上と地域の均衡ある発展に向けたまちづくりの推進にも努める必要があります。 ●産業 （略） ●地域資源 ▶ ほぼ全域が市街化区域となっている中央区では、区の中央を流れる鴻沼川・高沼用水、与野中央公園等が自然と触れ合う貴重な資源となっています。今後、その保全や質の向上を図るとともに、より積極的に新しい緑を生み出し、広げていくことが重要です。 ▶ 与野本町駅から徒歩圏内の与野公園には、バラ園が設置されており、毎年５月に開催されている「ばらまつり」の時期を中心に多数の来場者を迎えます。バラ園は、市街地に隣接した公園内に設置されていることから区民に身近でなじみが深く、バラは「区の花」にも選ばれています。	← 総合振興計画の令和５年度改定により第３部第９章「都市・インフラ」に追記された新大宮上尾道路の事業化について、記載の追加を行うもの。また、都市計画道路の開通状況を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 与野公園再整備の進捗等を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 区役所や周辺の公共施設の複合化・再配置等に係る記述を追加するとともに、総合振興計画の令和５年度改定内容を踏まえて、記載の修正を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ さらに、与野の大カヤ（国指定天然記念物）、田阿弥の万作踊り及び一山神社冬至祭（市指定無形民俗文化財）、武州与野七福神めぐりなどが親しまれ、歴史・文化資源が保存・継承されています。 ▶ また、区内には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となったさいたまスーパーアリーナを擁するさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場など、広域的に集客できる機能があり、こうした都市機能と有機的に連携したまちづくりを進めていくことも求められています。 ●コミュニティ （略） 区マップ （略） 将来像 歴史と文化の調和のとれた都市の創造と^{ふれあい}交流が育てる安心なまち （略） <まちづくりのポイント> 1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり （略） 2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり （略） 3 学びと交流を通した、地域の誇りと愛着を持つ人づくり （略） 4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり （略） 5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり （略）	← 地域資源の保存・継承の観点から、記載の追加を行うもの。 ← 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の会場であったことをレガシーとして継承するため、記載の追加を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
桜区（P. 230） 特性 ▶ 桜区は、西側を荒川や鴨川、東側から南部にかけて鴻沼川が流れ、桜草公園や秋ヶ瀬公園、荒川総合運動公園等が自然豊かなグリーンベルトを形成するなど、都市化の進んだ本市の中では豊かな自然環境を多く残した地域です。東部や南部には住宅を中心とする市街地が形成されており、基幹道路沿いには流通業務施設や工場が立地しているほか、区の中央部に位置する埼玉大学では、約 1 万人の学生・教職員が教育、研究、社会貢献、地域連携など様々な取組を行っています。 ●都市基盤・環境 ▶ 主要な道路としては、東西方向に埼玉大通り（国道 463 号）や町谷本太線、道場三室線、南北方向に国道 17 号新大宮バイパス、首都高速埼玉大宮線が走っているほか、都市計画道路の整備が進められています。また、鉄道駅として、区の南端部には J R 武蔵野線の西浦和駅があるほか、区境に近接して J R 埼京線の南与野駅、中浦和駅があります。 ▶ しかし、国道 17 号新大宮バイパスとの交差部における渋滞発生のほか、歩行者等と車のすれ違いが困難な道路が多いことや駅へのアクセスが不便であることなどの問題が見られることから、超高齢社会の到来や環境問題などにも対応しながら、地域に密着した道路整備や公共交通の充実など、安全で利便性の高い交通環境の向上に取り組む必要があります。 ▶ また、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減に向けて、油面川排水機場の整備などの取組が進められてきましたが、引き続き、治水安全度の向上や地域防災力向上に向けた取組など、風水害対策を強化することが求められています。さらに、地震対策や防犯活動・交通安全運動の推進など、今後も安全で安心して暮らせる生活環境等の充実が必要となっています。 ▶ 西浦和駅周辺については、暫定的に駅前広場や駅へのアクセス道路が整備されましたが、今後も都市基盤や産業基盤の整備、生活に密着した商業機能の充実を図るなど、利便性の向上が求められています。 ●産業 （略） ●地域資源 ▶ 区内には、荒川、鴨川、鴻沼川が流れているほか、サクラソウ自生地としては国内唯一の特別天然記念物に指定されている田島ヶ原サクラソウ自生地（国指定特別天然記念物）、ハンノキ林等の樹林地、桜並木など良好な自然環境があり、豊かな田園環境も残されています。また、大久保古墳群や神社仏閣、田島の獅子舞や宿の祭ばやし、神田の祭りばやし（市指定無形民俗文化財）などの歴史的・文化的な財産も豊富です。	← 軽微な文言の修正。 ← 都市計画道路の開通状況を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 油面川排水機場の整備等、桜区で進められてきた浸水被害の軽減に向けた取組等を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 道場地区には記念総合体育館に隣接して区役所、図書館、ホール等を有するプラザウエストがあり、生涯学習を始めとする様々な市民活動や行政サービスの拠点となっています。また、新開地区には桜環境センターがあり、同施設内の余熱体験施設は、健康維持・増進にもつながる区民の憩いの場となっています。 ▶ このような地域の資源を積極的に活用・発信し、ふれあいやにぎわいの機会を創出することが重要です。 ▶ このほか、埼玉大学の英知や学生の若い力も地域の資源として連携しながら、特徴あるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。 ●コミュニティ （略） 区マップ （略） 将来像 三世代がつくる元気なまち ー自然があふれ、人々が触れ合う住みよい環境ー （略） <まちづくりのポイント> 1 自然と便利さが調和する、住みやすいまちづくり （略） 2 子ども、高齢者、障害者等、全ての人にやさしいまちづくり （略） 3 安心して暮らせる安全なまちづくり （略） 4 全ての人が参加するまちづくり （略）	← 軽微な文言の修正。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
浦和区（P. 236） 特性 ▶ 浦和区は、中山道浦和宿が置かれたことを契機に急速な発展を始め、明治初期には県庁が設置され、埼玉県の行政の中心地としての役割を担うようになりました。県都としての行政機能を担うとともに、文化・教育施設が数多いことから、歴史のある文教地区としてのイメージが定着しています。 ●都市基盤・環境 ▶ 区内には、南北方向に国道 17 号や旧中山道、産業道路が、東西方向には国道 463 号や田島大牧線が延びて、道路体系の骨格を形成しています。また、ＪＲ線の 3 駅（浦和駅、北浦和駅、与野駅）があり、なかでも浦和駅周辺は商業・業務機能、行政機能、文化、都心居住機能等が集積する本市の都心として、市の発展の一翼を担っています。大きくみると、ＪＲ線沿線を境に西側にはオフィスや中高層住宅が、東側には緑の多い住宅街が広がり、にぎわいと潤いが共存するという特性を有しています。 ▶ 長い歴史の中で発展してきたことから、道路等の都市基盤や公共交通機関、身近な公共施設の整備は比較的進んでおり、生活利便性の高い地区となっています。一方で、都市化による交通混雑の解消や歩行者の安全確保など道路交通環境の向上、増加する中高層住宅と近隣の生活環境との調和といった課題も生じており、その対応が必要となっています。また、市内では極めて人口密度の高い区の一つであることから、身近な緑や都市空間のゆとりの創出など、生活環境の質的な向上が求められています。加えて、本庁舎移転整備後の現庁舎地や市民会館うらわ跡地など、公共施設の建替え等に合わせた都市機能の再編・適正配置を行っていく必要があります。 ●産業 ▶ 浦和駅周辺地区には大型商業施設や金融機関等が多く集まり、大宮駅周辺地区とともに本市における商業・サービス業の中心となっています。また、鉄道高架化事業の完成により東西市街地一体化が図られたことに加え、中ノ島地下通路の開通により、まちの回遊性やにぎわいが高まり、日常生活の利便性向上や経済活動の活性化が図られました。今後の再開発事業等の進展により、更なる回遊性の向上やにぎわいの創出が期待されています。一方で、北浦和駅と与野駅周辺にも、商業や各種のサービス業が集積していますが、商店街の一層の活性化が望まれています。 ●地域資源 ▶ 浦和区は古くから発展したまちで、その歴史は旧中山道周辺の街並みや神社仏閣、史跡や天然記念物等の文化財、古くから伝わる祭りなどから読み取ることができます。また、美術館や図書館、スポーツ施設、高等学校等も多く、教育・文化に関わる資源に恵まれていることが特徴です。	← 総合振興計画の令和 5 年度改定内容を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 軽微な文言の修正。 ← 総合振興計画の令和 5 年度改定内容を踏まえて、記載の修正を行うもの。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
▶ 浦和区は埼玉サッカー発祥の地でもあり、浦和駒場スタジアム（駒場運動公園競技場）や大原サッカー場を有し、まちはサッカーを愛するファンでにぎわいを見せています。そのほか、区内にある 12 の公民館や浦和コミュニティセンターなどは区民の様々なコミュニティ活動の拠点となっています。また、子ども家庭総合センター（愛称：あいばれっと）も子育て支援や地域交流の場になっています。加えて、国際交流基金「日本語国際センター」が設置されていることから、このセンターを活用した国際交流が創出されています。 ●コミュニティ （略） 区マップ （略） 将来像 にぎわいと文教の調和する緑豊かなまち —ワクワク浦和区、わたしの明日をつくるまち、わたしが明日をつくるまち— （略） <まちづくりのポイント> 1 多様な交流のあるコミュニティづくり （略） 2 「浦和ブランド」を活用した魅力あるまちづくり （略） 3 一体性と「にぎわい」のあるまちづくり （略） 4 ひとにやさしい誰もが安心して暮らせるまちづくり （略） 5 緑豊かな美しい街並みとゆとりある住環境を創出するまちづくり （略）	← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
南区（P. 242） 特性 ▶ 市の南端に位置する南区は東京に最も近く、鉄道の利便性が高いため人口の増加が続き、市内 10 区で最大の人口を有しています。若い世代の割合が多い一方で高齢者が増加しているという特徴もあります。この中で、交通便利性に優れ、本市の副都心と位置付けられている武蔵浦和地区では、多様な機能の集積を目指して市街地再開発事業等によるまちづくりが進んでおり、地域生活拠点である南浦和駅周辺とともに、交通結節点として拠点性が高まっています。 ●都市基盤・環境 ▶ 鉄道網としては、南北方向に J R 京浜東北線、J R 埼京線が、東西方向には J R 武蔵野線が走り、これらが交差する 2 駅（武蔵浦和駅、南浦和駅）に加え、中浦和駅があります。また、主要な道路としては、東京外環自動車道、国道 17 号、国道 17 号新大宮バイパス、国道 298 号、首都高速埼玉大宮線、産業道路等があります。全体として見ると、鉄道網、道路網による利便性は高い状況にあります。一方、区内の道路については東西方向の幹線道路等に未整備区間が残されているため、機能的な幹線道路網の確立が必要です。また、子どもや高齢者が安心して利用できる道路環境の整備も求められています。 ▶ 南区は、東京への近接性に優れていることもあって都市化が進み、それに伴って雑木林などが減少してきました。今後もしばらく、マンション建設などによる宅地化の進行が見込まれるため、公園の整備や道路の植栽などに加え、民有地の緑化にも積極的に取り組み、緑を増やしていくことが必要です。同時に、人口増加に対応した教育環境の整備や利便性の高い安全な道路等、身近な生活基盤の充実を図るとともに、環境に配慮した誰もが快適に暮らせる居住空間を築き、子どもから高齢者まで「健幸」で元気に暮らせるまちづくりが求められます。 ●産業 （略） ●地域資源 ▶ 緑の空間は減少が続いていますが、東部を中心に屋敷林や社寺林が残されており、今後、保全すべき箇所を明確にしなが、潤いある空間として大切にしていける必要があります。また、別所沼や白幡沼、彩湖の水辺空間、鴻沼川や笹目川、藤右衛門川、見沼代用水西縁等の河川・水路があり、水質の維持・向上とともに地域資源として有効活用していくことが求められます。 ▶ このほか、南区に点在する寺社、鹿手袋の祭りばやし（市指定無形民俗文化財）や古くから続く祭りなどの歴史・伝統、更には武蔵浦和駅・南浦和駅周辺等集積が進みつつある商業・業務機能を地域資源として活用することが課題となっています。	← 軽微な文言の修正。 ← 武蔵浦和駅周辺地区における教育環境整備の状況を踏まえ、記載の修正を行うもの。 ← 地域資源の保存・継承の観点から、記載のなかった市指定無形民俗文化財を記載するもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
●コミュニティ ▶ 人口流入が続く中、多世代が長く住み続けられるまちをつくるためには、<u>区民相互</u>の交流を進め、良好なコミュニティを構築することが不可欠です。そのためには、うなぎやサッカーなどの伝統文化に加え、新たな地域資源の発掘を進めるとともに、スポーツや新しいイベントづくりを通して<u>区民相互</u>のきずなを深めながら、<u>区民</u>が地域に愛着を感じられるまちをつくる必要があります。 ▶ また、このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政が協働することにより、市民のネットワークづくりや市民活動を活発化していくことが求められます。 <u>区マップ</u> （略） <u>将来像</u> 「にぎわい」と「安心」が調和する 住んでよかったまち （略） <まちづくりのポイント> 1 人と地域が結び付く、活力あふれるまちづくり （略） 2 子どもから高齢者まで「健幸」で元気に暮らせるまちづくり （略） 3 安全・安心なまちづくり ▶ (1) 事故や犯罪のない安全・安心なまちづくり ▶ (2) 地震や<u>風</u>水害等の災害に強いまちづくり ▶ (3) 区民相互の支え合いによる安心を感じることができるまちづくり 4 自然や歴史・文化を大切にした郷土愛をはぐくむまちづくり （略） 5 都市環境が整った快適なまちづくり （略）	← 軽微な文言の修正。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
緑区 （P. 248） 特性 ▶ 緑区は、市の東南部に位置し、首都圏有数の緑地空間である見沼田圃に代表される自然環境に恵まれ、地域の歴史を伝える多くの文化財が示すように古くから人の暮らしが営まれた地域です。現在も、緑豊かな住宅地として多くの市民が暮らしており、浦和美園駅周辺では「スポーツ、健康、環境・エネルギー」のブランド化を図るまちづくりを推進するなど、新しいまちづくりの戦略的展開も期待されています。 ●都市基盤・環境 ▶ 緑区は武蔵野特有の雑木林が多い農村地帯でしたが、首都圏の拡大に伴って区の西部や東浦和駅、東川口駅周辺で宅地化が進んできました。さらに、市街地においても緑の多いゆとりある住宅地が形成され、尾間木地区では、消防署、児童センター、公民館による複合施設、浦和美園駅東口駅前には、コミュニティセンター、支所、図書館、教育相談室等による複合施設も開設し、地域交流の拠点を含めた生活基盤の整備が進められています。 ▶ また、中央部を南北に広がる見沼田圃は地域の貴重な環境資源であり、農地や自然環境の保全とともに、市民に親しまれる場として期待されています。 ▶ 区内の幹線道路網は、南北方向に走る東部の国道 122 号や西部の第二産業道路、中央部を東西方向に走る国道 463 号により構成されています。鉄道駅は、東浦和駅、浦和美園駅がありますが、区境近くに位置しているため、バスなどが果たす役割が大きく、公共交通の利便性の向上が求められています。 ▶ また、浦和美園駅周辺では、公（自治体）・民（地域団体・企業等）＋学（大学等研究機関）の連携・協働により、良好な住環境の維持・向上や駅周辺等のにぎわい創出など、副都心にふさわしい都市環境形成を図り、定住人口・交流人口を増やすことが期待されています。 ●産業 ▶ 区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗等が増加しています。また、浦和美園駅周辺地域を中心に、地区の魅力を創出に寄与する産業発展が期待されています。 ▶ 農地では水稻や畑作、植木・花き栽培等が広く行われています。また、市内農産物の直売機能や観光農園の情報発信機能等を備えた農業交流施設を含む（仮称）さいたま市農業交流公園の整備が進められ、市内農業者、周辺施設等との連携・交流の拠点となることが期待されています。	← 軽微な文言の修正。 ← 軽微な文言の修正。 ← 浦和美園駅周辺地区における産業進出等の状況を踏まえ、記載の修正を行うもの。 ← 農業交流施設整備事業の進捗を踏まえて、記載の修正を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
●地域資源 ▶ 緑区は、さいたま緑のトラスト保全第1号地の南部領辻地内にある見沼代用水東縁に面する斜面林に代表される見沼田圃の豊かな自然環境、さぎ山記念公園や大崎公園を始め、緑の豊かな公園等の環境資源に恵まれています。 ▶ また、見沼通船堀（国指定史跡）、大門宿本陣表門（県指定史跡）、氷川女體神社社殿（県指定有形文化財（建造物））、南部領辻の獅子舞及び駒形の祭ばやし（市指定無形民俗文化財）など、地域の歴史を伝える文化財や神社仏閣、伝統ある祭りや催しものが多く残されており、このような文化財や伝統を守り伝えていくことが大切です。このほか、アジア最大級の収容人数を誇るサッカー専用スタジアムであり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となった埼玉スタジアム2002は、Jリーグや日本代表戦などの試合が数多く開催され、国内外から多くの方が訪れています。 ●コミュニティ （略） 区マップ （略） 将来像 ホタル舞い・風かおる緑の街 （略） <まちづくりのポイント> - 郷土愛を育てるまちづくり （略） 「健幸」に暮らせるまちづくり （略） - 安全で安心して暮らせるまちづくり （略） - 自然と共生し、生活環境の整ったまちづくり （略） - にぎわいのあるまちづくり （略）	← 地域資源の保存・継承の観点から、記載のなかった市指定無形民俗文化財を記載するとともに、記載の見直しを行うもの。 ← 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場であったことをレガシーとして継承するため、記載の修正を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
岩槻区 (P. 254) 特性 (略) ●都市基盤・環境 ▶ 区の中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に延び、岩槻駅、東岩槻駅の２駅とターミナル駅である大宮駅とを結ぶ、区民の重要な足となっています。区の南北方向には、本市東部地域の発展を推進するため、新しい軸の形成として、地下鉄７号線延伸の促進に取り組んでいます。あわせて、地域の定住人口・交流人口の増加に向けた方策を展開しています。また、地下鉄７号線延伸による中間駅などの新駅設置に伴い、駅周辺のまちづくりを推進していく必要があります。主要な道路としては、国道 122 号、国道 16 号及び国道 463 号、県道さいたま幸手線（日光御成道）、県道越谷岩槻線等があり、道路体系の骨格を形成しているほか、東北自動車道岩槻 I C があり、産業の大動脈となっています。 ▶ 岩槻駅の橋上化による東西自由通路と駅前広場が整備され、商業の活性化と潤いのある地域の形成が期待されています。市街地は鉄道沿線にまとっており、主に住宅地となりますが、駅周辺の中心市街地は、人形店の並ぶ商店街、伝統ある寺社や岩槻城址等の歴史文化的資源、各種公共施設など、様々な魅力と機能が集まっています。また、市街地の周囲には緑地や農地が広がり、特に、台地上の屋敷林や雑木林とこれらを取り囲む斜面林が、綾瀬川、元荒川と一体となって織りなす風景は、水辺と緑に恵まれた岩槻区を象徴するものとして区民に親しまれています。 ▶ コミュニティ施設、文化・スポーツ施設など、身近な公共施設もおおむね整備されていますが、一方で、都市基盤の整備が追いついていない面があり、さらに公共下水道の整備、子どもや高齢者、障害者も安心して歩ける生活道路や、自転車利用にも配慮した道路の整備などを進めるとともに、風水害や地震等の自然災害への備えを含めて安全な生活環境の確立に取り組む必要があります。 ▶ また、歴史・文化資源を活用し、都市型観光のまちづくりに向けて、まちの景観形成を進めていく必要があります。 ●産業 ▶ 全国的にも知名度の高い人形づくりは江戸時代にはぐくまれた技を引き継いでおり、伝統的工芸品にも指定されていますが、年々事業所が減少する傾向にあり、観光等と連携した活性化に取り組んでいます。また、北部の岩槻工業団地を中心に、機械、金属等の製造業も集積し、市内の製造業の拠点として重要な役割を担っています。農業も活発であり、米のほかクワイ、コマツナ、ネギや、アサガオ、シクラメンなどの花や苗木の生産に特色があります。さらに、スティッキオ、ゴルゴなどのヨーロッパ原産の野菜を数多く栽培し、注目されています。	← 総合振興計画の令和５年度改定内容や地下鉄７号線中間駅まちづくり方針の策定を踏まえて、記載の追加を行うもの。 ← 軽微な文言の修正。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
●地域資源 （略） ●コミュニティ （略） 区マップ （略） 将来像 自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち （略） <まちづくりのポイント> 1 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり （略） 2 地域資源を生かした、魅力の向上とにぎわいを創出するまちづくり （略） 3 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり ▶(1) 次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進 ▶(2) スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実 ▶(3) 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出 ▶(4) 歩行者及び自転車利用者が安心して通行できるための交通安全意識の高揚と安全な道路整備の推進 ▶(5) 高齢者を始め誰もが安心して利用しやすい身近な交通環境の充実 ▶(6) 交通利便性の向上と若い世代の定住化促進や商店街の活性化を図るなど、更なるにぎわいの創出につながる地下鉄7号線の延伸促進及び中間駅などの新駅設置に伴う駅周辺のまちづくりの推進 ▶(7) 自助・共助・公助の連携により、地震や風水害に備えるための地域防災力・防犯活動を推進するための防犯力の向上 ▶(8) 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる地域福祉社会の形成	← 総合振興計画の令和5年度改定内容や地下鉄7号線中間駅まちづくり方針の策定を踏まえて、記載の追加を行うもの。

総合振興計画基本計画改定（案）たたき台	見直し理由
第5部 質の高い都市経営の実現 第1章 市民協働・公民連携 第1節 多様な主体とともに進めるまちづくり（P.262） （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第5部 質の高い都市経営の実現 第2章 高品質経営市役所 第1節 市民に信頼される開かれた市政運営（P.268） （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第5部 質の高い都市経営の実現 第2章 高品質経営市役所 第2節 健全財政の維持（P. 270） 現状と課題 ▶ 本市の総人口は、令和17（2035）年をピークにその後減少に転じる見通しです。このような状況の中、本市が将来にわたって、持続可能な都市として成長・発展していくためには、真に必要な都市基盤整備を始めとした投資を効果的に行う必要があります。また、本市の公共施設の多くは、老朽化が進行しており、今後、大規模改修や建て替えが必要となる建物の大幅な増加が見込まれます。これらに加え、扶助費を中心とした義務的経費の増大により、本市の財政運営は今後厳しくなっていくことが予測されます。そのため、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、効果的で効率的な財政運営を進めることがより一層必要となります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）健全で持続可能な財政運営 （略） （2）公営企業の健全経営 （略） 成果指標 ▶ 一般会計（普通会計）における財政指標 （所管課所等の独自調査） ▶ 各企業会計における財政指標 （所管課所等の独自調査） 参 考	➡ 引き続き本市が将来にわたって、持続可能な都市として成長・発展していくためには、都市基盤整備を始めとした投資を積極的かつ効果的に行う必要があることから、都市基盤整備を始めとした投資の必要性を追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第5部 質の高い都市経営の実現 第2章 高品質経営市役所 第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備（P. 272） 現状と課題 ▶ 職員の働きやすさと働きがい向上を心身ともに健康な状態で職務に専念し地域社会に貢献していくことができるよう、職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの充実、ハラスメント対策に関する取組を推進し、職員一人ひとりの生産性を向上させる必要があります。また、職員が主体的に成長していく意識を持ち、互いの成長を支え合う風土を醸成するとともに業務を着実に遂行できる職員を育成する必要があります。 ▶ 変化する社会経済状況に対応しながら、更なる市民サービス向上を図るためには、職員が常に業務や職場の改善を意識し、積み重ねていく職場風土をつくとともに、チーム力・現場力を高め、絶え間ない挑戦・改革意識を持ち続ける組織をつくる必要があります。 目指す方向性 （略） 施 策 （1）職員の育成 （略） （2）働く環境の整備 （略） 成果指標 ▶ 仕事で成長や達成感を感じている職員の割合 (所管課所等のアンケート) ▶ 改革・改善の風土があると思う職員の割合 (所管課所等のアンケート) ▶ ワーク・ライフ・バランスが確保されていると感じている職員の割合 (所管課所等のアンケート) 参 考	← 部会での御意見を踏まえ、ハラスメントへの対策に関する記載を追記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第5部 質の高い都市経営の実現 第2章 高品質経営市役所 第4節 デジタル技術やデータを活用した新しい時代の行政運営（P. 274） 現状と課題 ▶ 近年の少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化は、市民生活に直接的・間接的に影響を与えています。また、令和2（2020）年初頭から、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が生じたことに伴う外出制限等の影響により、テレワークに代表されるような、日常生活にデジタル技術を活用する新しいライフスタイルが広く普及するようになりました。 ▶ 国においては、令和3（2021）年に、「デジタル社会形成基本法」や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などのデジタル改革関連法が制定され、デジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足するなど、国民の利便性向上、官民の業務効率化、最大限のデータ利活用などの社会全体のデジタル化に向けた取組をさらに推進し、安全・安心を前提とした「人に優しいデジタル化」を目指しています。 ▶ 今後は、様々なサービスのデジタル化が、私たちの日常生活や企業活動に急速に浸透し、市民生活や経済活動に大きな変化を与えると見込まれます。このような時代潮流を背景に、市民のニーズも急速に変化していくと考えられることから、行政も地域社会もデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、新しい時代に対応していく必要があります。 ▶ 本市においても、デジタル技術を活用した市民サービスの向上、業務の効率化、データに基づく業務の見直しや企画立案、課題分析、市民ニーズの把握等を的確に行うとともに、職員一人ひとりが利用者の視点に立ったサービスデザインの考え方と日々の業務でデジタル技術を積極的に活用していくことが重要です。同時に、市民の暮らしや産業分野のデジタル化を一体的に推進し、市民生活の質の向上や地域経済の活性化、多様な付加価値の創出につなげていく必要があります。また、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、情報格差（デジタルデバイド）の是正を図り、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会を実現することが必要です。 目指す方向性 デジタル技術やデータを活用して、新しい時代の市民ニーズに応える効果的で効率的な行政運営を行うとともに、地域社会のデジタル化を推進し、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保しながら、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会の実現を目指します。	← 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進などの状況変化を踏まえ、基本計画全体にわたって本文中の「ICT」を「デジタル技術」に言い換える。 ← 「地域社会におけるDXの推進」及び「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会の実現」を新たに明記 ← 「地域社会におけるDXの推進」及び「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会の実現」を新たに明記。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
施 策 (1) デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進 ▶ 多様化する市民ニーズや新しいライフスタイルに対応するため、窓口に係る一連の手續のデジタル化を進め、電子申請等の利用を促進します。 ▶ 行政サービスのデジタル完結の実現に向けた取組を推進するとともに、行政の透明性・信頼性の向上、地域課題の解決等に向けて、統計情報や地理空間情報を始めとする本市が保有する様々なデータの可視化やオープン化を推進します。 ▶ 市民サービスの向上と業務効率化のための積極的なデジタル技術の活用に取り組むとともに、各業務への適用、セキュリティの向上、システム運用の実施体制及び相談、支援体制の強化を図ります。 ▶ データを有効活用できる環境の整備、職員の意識向上やスキルアップ等により、政策立案、事業の見直し・改善におけるデータ活用を推進するとともに、職員のデジタル活用スキル、デジタルリテラシー及びセキュリティ意識の向上に取り組み、利用者の視点に立ったサービスデザインの考え方とデジタル技術を積極的に活用した課題解決型の企画立案、業務改善ができるデジタル人材の育成に取り組めます。 ▶ 健康・医療・介護、教育、防災、子ども、モビリティ、インフラ等の市民の暮らしに密着した分野、中小企業支援等の産業分野において、デジタル技術の導入やデータの連携を促し、地域社会における課題解決を推進します。また、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、情報格差（デジタルデバインド）の是正を図ります。 成果指標 ▶ 各職場においてＩＣＴの活用や政策立案・事業改善等にデータを活用できていると感じている職員の割合 (所管課所等のアンケート) 参 考	◀ 窓口手續のオンライン化の進捗を踏まえ「電子申請等の利用促進」を新たに明記。 ◀ 「行政サービスのデジタル完結の実現に向けた取組の推進」及び「地理空間情報の活用」を新たに明記。 ◀ 部会での御意見を踏まえ、デジタル人材の育成に関する記載を追加。 ◀ 「地域社会のデジタル化」及び「情報格差（デジタルデバインド）の是正」を新たに位置付け。

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第５部 質の高い都市経営の実現 第２章 高品質経営市役所 第５節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市経営の実現（P. 276） （略）	

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
第5部 質の高い都市経営の実現 第2章 高品質経営市役所 第6節 さいたま市の特長を生かした都市イメージの向上（P.278） 現状と課題 ▶ 本市は、令和6（2024）年9月に人口135万人（住民基本台帳人口）を突破するなど、持続的に成長・発展し続ける大都市となってきました。 ▶ 一方で、高齢化率は毎年上昇しており、さらに、令和2（2020）年国勢調査の人口に基づく社人研の推計によると、本市の総人口は令和17（2035）年の約136万5千人をピークに減少に転じ、令和32（2050）年には約133万9千人にまで減少する見通しとなっています。 ▶ 人口減少・少子高齢化が進み、都市間競争が厳しくなる中で、将来にわたって地域の活力の低下が見込まれます。 ▶ このような状況下において、人口減少に転じる時期を先延ばしできるよう、市民の市への愛着の醸成を図るとともに、訪問人口の増加や市外からの転入を促進することは、地域の長期的な発展にとって最重要課題です。 ▶ そのためには、「住みやすいまち」「住み続けたいまち」として、市民や企業等を始め市内外から「選ばれる自治体」になる必要があります。 ▶ 令和6（2024）年度の「さいたま市民意識調査」において、今の地域が住みやすいと思う人（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）が86.4%、今の地域に住み続けたい人（「ずっと住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」の合計）が87.2%と、ともに8割を超えている一方で、令和5（2023）年度の「さいたま市首都圏における都市イメージ調査」においては、本市に対して「住みやすい」というイメージを持つ人は、全体の47.1%であり、市内在住者と首都圏在住者との認識には大きな差があります。 ▶ 今後も本市が持続的に成長・発展していくためには、この差を縮めていくことが必要であり、環境、健康、スポーツ、教育での強みや交通の要衝等の地理的優位性、特色ある地域文化資源等を生かし、それらを市内外に発信することによって、「さいたま市は住みやすい」という都市イメージの向上が図れるようシティセールスを展開していくことが重要です。 目指す方向性 （略） 施策 (1) 地域資源等の発信による訪問意向の形成 （略） (2) 「住みやすさ」の発信による定住意向の形成 （略）	← 時点更新。 ← 現在は、市外はもとより市内における市民の地域への愛着醸成を重視しているため

総合振興計画基本計画改定（答申素案）	見直し理由
(3) 市民を巻き込んだ情報発信等による市民の地域への愛着・誇りの醸成 ▶ 本市の強みや優位性、地域資源等について、市民を巻き込んだ情報発信や事業者等と連携した情報発信を行うことで、市民の地域への愛着・誇りの醸成を図ります。 成果指標 参 考 ▶ 首都圏におけるさいたま市に「訪れたい」と思う人の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ 首都圏におけるさいたま市を「住みやすい」と思う人の割合 (所管課等等のアンケート) ▶ さいたま市に愛着を感じる市民の割合	← 市民の地域への愛着醸成に関する記載を新たに明記。 ← 市民の地域への愛着に関する指標を新たに設定。